

第7回「五木村の今後の生活再建を協議する場」(通常会議)

協議概要

日時：平成25年9月9日(月) 14:55～16:20

場所：熊本県五木村役場 大会議室

出席者：

- (国) 九州地方整備局河川部長、同河川調査官、
同川辺川ダム砂防事務所長
- (熊本県) 企画振興部長、土木部長
- (五木村) 村長、村議会議長

<議事>

○五木村の今後の生活再建について

<結果>

「協議する場」において、以下の議事が交わされた。

- ①第6回「五木村の今後の生活再建を協議する場」以降の取組みの進捗の確認
- ②平成26年度の生活再建事業実施に向けた課題と要望
 - ・村より、スピード感を持った生活再建が可能となるよう、平成26年度の事業実施にあたり、引き続き現行の予算制度を活用した取組みを進めてほしいとの要望。
 - ・村より、水没予定地の利活用への一層の支援の要望。
 - ・村より県に、国道445号(九折瀬地区)の早急な整備、水没予定地の利活用を行う場合の占用料の免除を要望。
 - ・村と県より、川辺川ダムに関連する五木村の生活再建に必要な事業に関する交付金について、必要額の要求に向けた関係機関の協力依頼。
- ③川辺川ダムに関連する五木村の生活再建の平成26年度に向けた国・県の取組み
 - ・国は、川辺川ダムに関連する五木村の生活再建に必要な事業を五木村及び熊本県が実施するに当たって、引き続き財政面・技術面で可能な限りで支援する。
 - ・国は、水没予定地の利活用については、民間事業者等による利用を可能とする河川敷地の占用制度の活用を検討する。
 - ・県は、五木村の振興に必要な国道445号(九折瀬地区)の整備について、平成24年度から交付金事業にて着手しており、引き続き実施する。
また、五木村振興交付金により村の取組みに引き続き財政支援を行う。
 - ・県は、水没予定地の具体的な整備内容が分からないため明言できないが、必要に応じ、占用料の免除を行うことは可能。